

栃木県広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広告媒体を活用し、民間企業等の広告を有料で掲載することで県の自主財源を確保することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによるものとする。

(1) 広告媒体 以下に規定するもののうち、広告掲載が可能なものをいう。

ア 県が発行する印刷物

イ 県のホームページ

ウ 県の公有財産及び物品

エ その他広告の媒体として活用できるもので知事が適当と認めるもの

(2) 課 栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第2条第5号に規定する課（警察本部会計課を除く。）及び同条第6号に規定する公所（警察署を除く。）をいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合には、広告を掲載しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 政治又は宗教に関するもの又はそのおそれのあるもの

(4) 社会問題についての主義主張

(5) 誇大表示、不当表示など表現方法が不適切であると認められるもの又はそのおそれのあるもの

(6) 美観風致を害するおそれのあるもの

(7) 個人の名刺広告

(8) その他広告媒体に掲載する広告として知事が不適当と認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体への掲載基準は別に定める。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、広告媒体を所管する課の長（以下「所管課長」という。）が行う。

2 広告の規格、掲載期間等、広告の募集にあたって必要な事項は、所管課長が個別に定める。

(審査)

第5条 広告媒体及び掲載する広告内容の適否の審査は、所管課長が行う。

(県民への周知)

第6条 広告掲載について広く県民に周知するため、広告掲載に際しては、広告である旨を広告媒体の一部に掲載するものとする。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年8月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年11月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。